

令和 5 年 1 0 月 1 3 日付 直監告示第 1 0 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

指定管理者（直方市竜王峡運営協議会） 監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
出納管理について	【直方市竜王峡運営協議会】 ○出納管理について 電話及び電灯の支払いにおいて、通帳引き落としとなっているが、それに符合する請求書等が保管されていない。	基本協定第 22 条に「受注者は、管理業務に関する書類を管理業務終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。」と定められているため、経理に関する通知等の書類の保管について、規定に沿った事務処理をされたい。	来年の開村時期に間に合うよう、今年度中に協議を整える。	令和 6 年 3 月 31 日
利用の申請及び許可について	【共通】 ○利用の申請及び許可について 竜王峡キャンプ村の利用に際し、直方市竜王峡キャンプ村施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）で定められている様式が使用されておらず、許可証が交付されていない。 また、同キャンプ村のパンフレットに、子ども会などに対する使用料の減額の記載があるが、日報の集計は減額の計算処理には対応しておらず、予約受付の記載も電話での担当者の聞き取りなので、子ども会などの団体が利用したかどうかの確認が取れない状況となっている。	施行規則第 2 条に「利用の許可を受けようとする者は、竜王峡キャンプ村利用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により申請しなければならない。」とあり、第 3 条に「申請書が提出されたときは、必要な事項を審査の上、竜王峡キャンプ村利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。」とあるため、定められた様式を使用して施設利用の事務処理をされたい。 使用料の減額については、施行規則第 5 条第 2 号に「学校教育又は社会教育の目的で利用する場合であって、指定管理者が必要があると認めるとき。施設料金の 10%を免除」と記載されていることから、規則に沿った運用を行う必要がある。指定管理者と所管課との協議のうえ、今後の施設利用の手続きについて検討されたい。	来年の開村時期に間に合うよう、今年度中に協議を整える。	令和 6 年 3 月 31 日
利用料金について	指定管理者指定申請書の事業計画書において、「書類番号 1-2」に記載されたテントサイトの使用料に日帰りの記載が無く、「書類番号 1-3」に記載された収益見込の表の、各年の合計額及び差額が誤っている。	直方市竜王峡キャンプ村施設条例別表にはテントサイトの日帰りの使用料が定められているため、事業計画書やパンフレットにも金額に記載が必要である。 当書類は、指定管理候補者選定の際に提出された重要な文書であり、作成の際には記載誤りの無いように留意されたい。また所管課においても、書類を収受した際には内容を十分確認されたい。	来年の開村時期に間に合うよう、今年度中に協議を整える。	令和 6 年 3 月 31 日

事業報告書について	1. 事業報告書として、令和 5 年 6 月 23 日付で直方市竜王峡運営協議会総会資料が提出されているが、提出期限を過ぎている。（文書No.直商第 386 号）また、直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則に定められた様式が使用されておらず、基本協定第 13 条に定められている「キャンプ村の利用実績」の記載も見当たらない。 2. 基本協定の運營業務仕様書で、4.管理運營業務（3）オで管理報告書を作成すること、カで事業実施報告書（月報）等を備え付け書類とすることが定められているが、報告書の事績は確認できなかった。 3. 令和 4 年度の決算書を確認すると、コロナ禍の閉村期間（令和 2 年度～3 年度）の繰越金が、年々増加している。さらに、令和 4 年度は宿泊税の導入もあって、管理経費の人件費分 20 万円を増額されている。	直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 8 条に、「指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設の管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」とあるため、事業報告書は指定された期限内に提出されたい。また、同条例施行規則第 4 条様式 3 号として定められた事業報告書の様式を使用し、基本協定第 13 条に記載された事項についても漏れなく記載されたい。 提出された事業報告書を収受した所管課は、同課長までの供覧で処理されているが、直方市事務代決及び専決規則別表第 1 総務関係 2 の「報告」として事務処理を行い、「比較的重要なもの」として所管部長までの報告が必要と思われる。今後、報告書の事務処理について検討されたい。 これらの報告書は、発注者への業務報告であるため、受注者は規定に基づき作成し、報告書が所管課に提出された際には、文書管理システムでの収受の処理が必要と思われる。今後、規定に沿った事務処理をされたい。 基本協定第 11 条 5 項に両者の協議事項の記載があるものの、別表 1 竜王峡キャンプ村の管理運營業務の実施に伴うリスク分担表には、指定管理者の費用増、収入減等の場合に協議するように記載されている。しかし、指定管理者が実施する事業を感染症の拡大や自然災害などにより廃止・縮小した場合や社会経済情勢の大幅な変動があった場合の精算規定（直方市指定管理者制度導入に係る指針 2-（9）-②）を基本協定に反映させるべきと考える。	来年の開村時期に間に合うよう、今年度中に協議を整える。	令和 6 年 3 月 31 日
管理備品について	財産台帳において、登録が鉛筆書きとなっているもの（一輪車）や、指定管理料で購入されているが登録されていないもの（パソコン）があった。この 2 点の備品は、基本協定の別表 2 管理物件（2）管理備品にも掲載されていなかった。	基本協定の「備品管理に関する特記事項」の第 2 に、「管理備品を、財産台帳に記帳し管理しなければならない」とあり、基本協定の別表 2 にも品目等が記載されているため、備品について漏れの無いように記載し、適正な管理をされたい。	来年の開村時期に間に合うよう、今年度中に協議を整える。	令和 6 年 3 月 31 日